

## 戦後改憲論と「憲法革命」

林 尚之\*

### はじめに

なぜサンフランシスコ講和条約・日米安全保障条約締結後の改憲運動が日本国憲法の「全面改正」という特質を持っていたのか。どうして明文改憲が否定され、解釈改憲へと転回せざるを得なかったのか。このことを本稿では問題にしたい。

朝鮮戦争勃発でアメリカの対日政策の目的が、東アジアの地域防衛を担うパートナーに日本を仕立て上げることに大きく変わったことはよく知られることである。50年代の改憲の動向は、アメリカからの再軍備要求を端緒にしていた。自由党、改進黨ともに日本国憲法の全面改正を、すなわち、国民主権主義、基本的人権の尊重、平和主義といった日本国憲法の基本原理の根本的な改変をめざしていた。岸信介政権下で内閣に設置された憲法調査会において、宮沢俊義の8月革命説が批判の対象とされたように、講和直後の改憲運動とはポツダム宣言受諾＝8月革命を克服する運動であったといえる。

戦後改憲論に関しては、渡辺治の膨大な改憲論の歴史に関する研究がある<sup>1)</sup>。渡辺治は、改憲の目的がアメリカの再軍備要求に呼応する形での再軍備、そして軍事大国化から新自由主義に基づく構造改革へと転換した過程を詳細に描いている。戦後改憲運動の端緒がアメリカからの再軍備要求という外圧であり、現在に至るまでアメリカの介入が改憲の原動力となっていたことは否定できない事実である。しかし、改憲論の歴史がアメリカの内政干渉

---

\* 立命館大学文学研究科・日本学術振興会特別研究員

の歴史であるとしても、そこで改めて問われるのは、それにもかかわらず、日本国憲法の明文改憲が実現していないことだろう。半世紀以上ものあいだアメリカの介入に屈しなかった日本国憲法という法の力とは何であったのか。憲法の力を何が担保していたのかが問われよう。

戦後改憲論をめぐる論点は多岐にわたるが、本稿では特に、1956年から64年まで活動した憲法調査会における日本国憲法の正当性をめぐる議論に着目したい。そこでは、占領下での憲法改正、そしてポツダム宣言受諾＝8月革命説の妥当性が議論されていた。戦後の多種多様な改憲構想の解明や明文改憲の動きが解釈改憲論へと転回したその政治過程をトレースする方法をここでとらずに、憲法調査会のポツダム宣言受諾批判に着目するのは、護憲派（あるいは改憲消極派）と改憲積極派が暗黙裡に前提にしている観念・理念を浮き彫りにすることに本稿の狙いがあるからである<sup>2)</sup>。その解明を通じて、日本国憲法の強靱性とは何であったのかを問いたい。

政治過程論の観点からみれば、戦後改憲が頓挫した要因は明白である。鳩山一郎内閣が憲法改正を明言し、憲法調査会設置の目処をつけたにもかかわらず、次の岸信介内閣、そして池田勇人内閣で積極的な改憲へと進展しなかったのは、護憲勢力の大同団結による巻き返しのなかで社会党を含めた野党が3分の1の議席を獲得したことから、憲法第96条「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする」という改正条項が効力を発揮し、改憲の歯止めになったからである。

しかし、本論考が炙り出そうとしているのはそういった物理的な歯止めではなく、半世紀以上にわたって、日本国憲法を「不磨の大典」として護持せしめた法の力の内実である。すなわち、護憲派と改憲派とを拘束している観念・理念の解明作業を通じて、半世紀経ても変えることができない日本国憲法の強靱さとは何であるのか、改憲派さえも逃れられない日本国憲法の法理

とは何であったのかを明らかにすることが本稿の目的である。

## I 日本国憲法の国際主義

サンフランシスコ講和条約締結と同時に調印された日米安全保障条約、安保条約第3条に基づいて米軍の日本における配備条件を取り決めた日米行政協定（52年）、54年のMSA協定（日米相互防衛援助協定）は、在日米軍の駐留と日本の再軍備による軍事的貢献を求めるアメリカの東アジア戦略に基づくものであった<sup>3)</sup>。周知のように、日米安保条約には在日米軍の日本防衛義務は明記されなかった。アメリカはあくまでも日本の再軍備を強く求める方針であった。MSA協定締結による軍事援助は再軍備を加速させ、武器貸与の見返りとして日本はアジアにおける防衛義務が課せられることになった。吉田茂は経済復興優先の観点からアメリカの再軍備要求に抵抗していたが、講和後の対米従属を批判する野党や国民世論を看過できなくなり、漸進的な防衛力の強化と在日米軍の削減を進めた<sup>4)</sup>。そこで吉田はMSA援助に乗ることで防衛費を抑えながらの再軍備を企図したが、自衛隊の発足に至り、憲法問題、特に第9条と実際の憲法運用のあいだに無視できない乖離が生じることになる。それは再軍備が日米安保に基づいた軍事的義務の履行である限り、日米安保と日本国憲法との矛盾の露呈でもあった。

1954年に自由党と改進黨が憲法改正に関する意見書を提出する。自由党の憲法改正草案では、天皇の元首化（非常事態宣言及び緊急命令の公布、憲法改正の発議に対する認証）、最小限度の軍隊の設置、社会の秩序を維持し、公共の福祉を増進するため法律によって基本的人権を制限できる旨の規定の明記、「国防の義務、遵法の義務、国家に対する忠誠の義務」の明記、国会は国権の最高機関である旨の規定の削除、内閣に対する憲法改正発議権の付与、憲法改正手続きの緩和、国際協力のための主権制限の明記などが盛り込まれていた<sup>5)</sup>。改進黨の「現行憲法の問題点の概要」では、天皇の元首化、自衛軍の設置、基本的人権に関する制限事項の列記、国民の国防義務の

明記、内閣総理大臣の国務大臣に対する罷免権の削除、憲法改正手続きの緩和、憲法の最高法規性の削除が提起されていた<sup>6)</sup>。

以上のような憲法改正案は、国民主権主義、平和主義、基本的人権の尊重といった日本国憲法の基本原理に変更を迫るもので、全面改正論という性格を持っていた。改進黨憲法調査会は、憲法前文の修正に関して、「各委員の意見は単に部分的な改正でなく全面的改正をなすべきであるというにある。従つて、前文についても民主主義、平和主義、国際協調主義等の現行憲法における進歩主義的原則はこれを把持しつつ自主独立の精神を骨格として全面的に書き改めるべきであるとする見解が圧倒的である<sup>7)</sup>」という見解を出していた。講和後の自主独立の総仕上げとして憲法の全面改正が提起されていたのである。しかし、吉田政権を対米従属として批判していた改進黨の憲法調査会においても、日米安保や集団安全保障体制を重視する国際協調主義を否定する見解は出なかった。むしろ改進黨憲法調査会では、国連や世界連邦に参加した場合を想定し、自衛隊の海外派兵の余地を残すことや、上位の国際機関に対して国家主権の一部委譲を容認する旨の規定を憲法におくことなどの意見が出された<sup>8)</sup>。このように、日本国憲法の国際主義を発展させる方向で改憲が検討されていたのである。以上のことは、日米安保と日本国憲法とが矛盾するものとは認識されていなかったことを示唆していよう。

こうした国際主義は日本国憲法擁護の論拠にもなっていた。日米安保の交渉役となった西村熊雄条約局長は、「かような国際社会の現実のなかで、戦争はしない、戦力は保持しないという国家体制を生かしてゆくには、第九条第二項はひろく精神解釈をするべきではなく厳格に文字どおり解釈しなければならない。条約で外国軍隊の日本駐留に同意することは、その外国軍隊を日本の軍隊となすものではない。第九条第二項前段の禁止するところではないのである<sup>9)</sup>」と、日本国憲法の第九条と日米安保との法的な整合性を説いていた。このような認識は国際法優位一元論に基づくものであった。

戦後の草創期において国際法優位一元論が通説的な地位にあったことは、

日本国憲法成立の法的説明として宮沢俊義の八月革命説が通説化したこと、そして、日本国憲法の第98条2項「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」という文言が外務省のアイデアで挿入されたことに示されている<sup>10)</sup>。顛原善徳が明らかにしたように、萩原徹外務省条約局長は国際連合、世界連邦へとむかう世界思潮の文脈のなかで第98条2項を発案したのである<sup>11)</sup>。日本国憲法制定が帝国憲法の第73条憲法改正規定に基づいて行われたのは、極東委員会が日本政府に「新憲法採択の諸原則」の一つとして帝国憲法と新憲法との法的持続性を要求したからである。日本側は、極東委員会の要求の背景に、憲法制定で従前に締結した国際条約を日本が破棄するのではないかという懸念があると考え、この懸念を払拭するためにも条約遵守を憲法に掲げるべきとしていた<sup>12)</sup>。このように、日本政府は国際社会に復帰するために、憲法改正においても国際法規及び条約の遵守を徹底しようとしていたのである。

国内法に対して条約の優位を説く国際法優位論は戦前においても有力な学説であった。国際法優位論と国内法優位論を同時に批判し、その中間をとる美濃部達吉でさえ、「国際法ト国内法トハ無関係ナル別異ノ法ニ非ズシテ、国際法ハ国家ノ統治権ヲ拘束スルカヲ有シ、而シテ此拘束ニハ国家ハ国法トシテモ之ニ従フコトヲ要スルガ故ニ国際法ハ同時ニ国法タル効力ヲ有シ、随ツテ条約ガ同時ニ国内法規タル効力ヲ有スルモノ多シ<sup>13)</sup>」として、国際法の法的拘束力を認めていた。美濃部が単純な国際法優位論をとらなかったのは、国際条約の法的効力の根拠を国家意思に求めていたからである。

美濃部が国際法の法的効力の源泉を国家意思にみたのは、「国家ハ其対外関係ニ於テ国際法及国際条約ノ拘束ヲ受クト雖モ、国際条約ガ国家ノ承認ニ依リテノミ成立スルハ勿論、一般国際法モ亦事実上ノ慣習又ハ条理ニ基ツクモノノ外ハ唯列国ノ承認ニ依リテノミ其拘束力ヲ有シ、国家ノ意思ニ反シテ成立スルコトヲ得ズ、何レモ国家ノ自律的制限ニ外ナラズ<sup>14)</sup>」というように、主権国家は国際条約という外部に事実上拘束されながらも、その国際条

約への拘束も国家意思に基づく自己制限としてみなすためであった。美濃部にとって国家主権の最高独立性とは、主権制限をも自己の意思とする国家の意思力の無限性を意味していた。

周知のように、戦前日本で国際連盟中心主義を高々と掲げたのが国際法学者の横田喜三郎である。横田は戦後を代表する国際法学者であるとともに、最高裁判所長官を務めたことで知られ、戦前戦後を通じて一貫して国際法優位一元論を唱え、国際連合中心主義を謳い、核戦争防止のための世界国家創設の必要性を説いていた<sup>15)</sup>。立作太郎との領土権及び主権の法律的性質に関する論争における、美濃部の国際法優位の議論は、あくまでも国際法規及び条約を主権国家間の合意として関係主義的に把握するものであった<sup>16)</sup>。それに対して、横田は主権国家間の国内法秩序の対等性を担保する「科学的仮説」として国際法を捉えていた。別言すれば、「すべての国内法の上位に立つものとして、従つて、国際法は最高の法律秩序であり、すべての国内法を部分的秩序として包括するものとして、更に宇宙的または世界的の法律秩序である<sup>17)</sup>」というように、横田にとって国際法とは主権国家間の力関係を規律する根本規範であった。それゆえに、横田は戦前は国際連盟による戦争抑止を説き、そして、戦後は国際連合を中心とした安全保障体制を構想できたのである<sup>18)</sup>。

こうした横田の安全保障論は、先にみた萩原徹や西村熊雄といった外務官僚の安全保障論でもあった。横田の安全保障論は、講和条約の準備過程においていかに発揮された。講和条約の交渉準備として、目黒官邸で吉田総理を中心に行われた特別集会において、横田は再軍備に強く反対しながらも、朝鮮戦争で緊迫したなかで、非武装と武装制限を軸にした安全保障が望めない以上、国連による安全保障が実質的に機能するまでは、日本の安全はアメリカに委ねるべきと主張していた<sup>19)</sup>。この横田の安全保障論は、講和のための日米交渉で日本政府がアメリカに求めた安全保障のあり方であった<sup>20)</sup>。要するに、国際法優位一元論においては日米安保と日本国憲法との矛盾

は存在しなかったのである。言い換えれば、戦前の国際連盟中心主義は、敗戦を経て戦後日本の外交のなかに世界連邦への志向性を植え付けていたのである。そして、日米安保は、ソ連の拒否権濫用で機能しない国連の安全保障のその不完全性を補完するものとして位置づけられていた。横田は、60年安保改定の問題でも次のように安保の重要性を述べていた。

このように、ほとんどの世界いたるところに、地域的な共同防衛体制ができていたのである。これらはいずれも国際連合による一般的な、世界的な安全保障体制が十分でないところから、それを補うものとして、友好関係にある諸国が共同防衛のために採用したもので、このような地域的な集団防衛体制に対して、一方には二国だけの共同防衛体制のものもあるのである。たとえばアメリカと韓国との共同防衛条約、アメリカとフィリピンとの共同防衛条約などがそうである。日本とアメリカの安全保障条約もその一種にほかならない<sup>21)</sup>。

このような見解にたつて、横田は憲法改正による自衛軍の創設に反対し、第9条を「武力なき自衛権」として解釈していた<sup>22)</sup>。こうした厳格な第九条の憲法解釈のもとで、現実の防衛政策では先にみたように、米軍駐留による日本防衛を横田は提言していた。以上のように、世界国家への志向を内包した国連中心主義が日米安保容認論を、さらにいえば、米軍駐留のもとでの日本国憲法の平和主義（第九条護憲論）を支えていたといえるのではないか。このような国際主義が戦後日本の国是となったのは、日本国憲法の存立根拠がポツダム宣言の履行にあったからであろう。だからこそ、改憲派は、ポツダム宣言受諾＝8月革命説批判にむかわざるを得なかったのである。

## II 原子力の「平和利用」と世界連邦国家

戦後日本の国際主義は、原子力開発利用体制の構築を通じて、世界連邦政

府の志向性を開化させた。アメリカからの再軍備要求を端緒に改憲運動が展開された50年代、60年代は、ちょうど原子力開発の惣明期にあたる。

改憲の機運が高まるにつれて、政府に対して原子力の軍事利用への疑念が度々浮上する。しかし、その疑念は原子力開発推進の障害にはならなかった<sup>23)</sup>。第5福竜丸事件が起こった翌日の54年3月2日に、原子力予算が中曾根によって上程され、自由党、改進黨、日本自由党による共同修正案として原子力平和利用研究費補助金2億3500万の原子力予算が提出された。原子力予算は早々と4日には衆議院本会で可決されることになる。55年12月10日には、「原子力基本法」「原子力委員会設置法」、原子力局を設置するための「総理府設置法の一部を改正する法律」といったいわゆる原子力関係三法が成立し、56年3月に「科学技術庁法案」、4月に「核原料物質開発促進臨時措置法案」「日本原子力研究所法案」「原子燃料公社法案」が成立する。原子力三法の審議において自民党と社会党とのあいだで、原子力開発利用に関してはさしたる対立はなかった。被爆国という経験は、原子力に対する忌避感ではなく、原子力開発を推進する原動力となっていた<sup>24)</sup>。原子力開発利用体制の構築、原子力の「平和利用」は自民党、社会党といった党派の垣根を越えて挙党一致で進められたのである<sup>25)</sup>。

原子力の「平和利用」が推進される一方で、核戦争抑止のための国際的な安全保障が求められていた。その国際的な安全保障の究極の姿が世界連邦であった。横田が国連中心主義を提唱し、その先に世界連邦国家創設を説いたのは、原子爆弾の投下という未曾有の事態を目の当たりにしたからである。

横田は世界国家創設の必然性を次のように述べていた。

ごく最近において強力な世界組織を、できるならば世界国家を、ぜひとも早急に建設しなくてはならないという急迫した現実の要求が起つてきた。原子爆弾の発明がそれである。この驚くべき強力な破壊兵器の発明によつて、一步をあやまれば、人類と文明は文字どおり破滅の危険にさらさ

れるに至つた。わずかに一発の爆弾によつて広島全市が破壊され、また長崎の大部分が破壊された。もし幾百発、幾千発、幾万発という原子爆弾が使用されたなら、全世界の都市も村落もほとんど破壊されてしまうであろう。そうなれば人類の破滅であり、文明の破滅である。しかも、このつぎの大戦争には、おそらく幾百発、幾千発、幾万発という原子爆弾が使用されるであろう。そうでないと、だれが保証しうるであろうか。これをまぬがれるただ一つの方法は、強力な世界組織を建設することである。むしろ、世界国家を建設することである。そうして、それによつて、戦争の発生そのものを防止することである<sup>26)</sup>。

第二次世界大戦がもたらした原子爆弾投下という現実が国際連合の設立を必然化したように、第三次世界大戦（核戦争）を防止するために世界国家創設が要請されていると論じられた。すなわち、横田は世界国家創設を、「客観的な事実に基づき、同時に、冷厳な科学の絶対的な要求<sup>27)</sup>」としてみなしていたのである。原子力の統御が科学の力による限り、世界国家の原子力管理は科学的要請であった。こうして世界国家創設の必然性を論じた横田は、「かくて、世界が成立するときは、それが主権を有し、最高の権力者として、諸国家の上に立ち、これに命令し、強制することになる。それと同時に、諸国家は主権を失い、もはや最高の権力を有することなく、世界国家の下に立ち、それから命令され、強制されることになる<sup>28)</sup>」として、諸国家が一つの「世界」へと統合され、国家主権が清算されたときにはじめて戦争も揚棄されると考えていた。世界国家創設の過渡的段階として国際連合を位置づけ、安全保障理事会の意思が3分の2の多数決で決定され、反対した国家もその決定に拘束・強制されることをあげて、すでに国際社会は最高無限の権力である主権が相対化された状況にあることを論じていた<sup>29)</sup>。

このような世界連邦国家への期待は科学者も共有していた。日本人初のノーベル賞受賞者で、原子力委員会初代委員も務めた理論物理学者の湯川秀

樹は、宮沢俊義や我妻栄らと憲法問題研究会を発足させ、憲法擁護に尽力したことでよく知られている。湯川は、核戦争による人類社会の破滅を回避するには、国連憲章を世界法へと改正し、国連を世界連邦議会、政府、裁判所、警察からなる世界的組織へと発展させ、各国がそれに主権の一部を委譲することで、全面完全軍縮を実現する途を歩むしかないと訴えていた<sup>30)</sup>。核戦争抑止という緊急の課題が、冷戦で両陣営に分割された二つの「世界」を一つの「世界」に発展させる世界連邦運動を引き起こしていたのである。第九条戦争放棄は、核戦争を抑止する一つの「世界」を創り出すための模範を国際社会に先駆けて示したものとして捉えられていた。国際的安全保障機構(世界連邦)の建設という文脈から、湯川は護憲運動、反核運動に参加した。その一方で、湯川が原子力開発の推進にも協力したように、日本国憲法第9条と原子力の「平和利用」は矛盾しなかった。「原子力の危険性を完全に消失させることは不可能であるにしても、人間の努力によって、原子力の平和的利用を促進し、逆にそれが平和の存続に対する有力な支柱となり得るのである<sup>31)</sup>」として、湯川は原子力がもたらす惨禍を防止し克服する「人間の努力」の結晶こそ原子力の「平和利用」であると考えていた。

このように日本国憲法と原子力の「平和利用」=原子力開発は表裏の関係にあった。民主・自主・公開の平和利用三原則を掲げた原子力基本法は、いうまでもなく日本国憲法の第9条の戦争放棄といった理念に基づいていた。原子力基本法は、原子力の核兵器への転用を抑止する原理であると同時に、原子力開発を強力に推進する原理であった<sup>32)</sup>。湯川をはじめとする科学者にとって米ソの核兵器開発競争に巻き込まれずに、原子力開発利用を進めるためにも、日本国憲法の堅持は至上命題であったのである。

だからこそ、再軍備を目的とした改憲に対しては、つねに核兵器装備への疑惑が投げかけられたのである。原子力基本法をめぐる審議において、社会党は原子力の「平和利用」「軍事利用」の区別について政府を追及した。

社会党が懸念したのは憲法第9条があるにもかかわらず自衛隊が創設され

たからである。社会党議員の田万広文は、中曽根に対して自衛隊や海上保安隊は軍隊であるか否かを問いただした。中曽根が自衛隊は軍隊であると明言すると田万は、「軍隊であるという御明答がございましたので、さらに質問を進めたいと思うのですが、軍隊であるという立場からいけば、原子力基本法案その他の法案から、原子力利用について非常に優秀な成果が出てきた、その優秀な成果を今の自衛隊あるいは海上保安隊に利用せしめることは、明らかに軍事的利用になつて、それはいけないという結論が出ると私は思うのですが、御同感でございますか」と追及した。中曽根は、どこまでが軍事的利用でどこまでが原子力政策なのかは、「原子力委員会や国会が判定を下してやるべきだ」と答弁したが<sup>33)</sup>、それに対して田万は「平和的意図のものであるかあるいは軍事的意図のものであるかという区別については、これは最高にして最終の決定はだれがなされますか」とさらに問い詰めると、中曽根は「それは国会の多数がきめることになると思います。結局、それは国民が最終的にきめることになると思います」と述べていた<sup>34)</sup>。このように将来的には国会の多数党＝政府の方針次第では、原子力開発利用の成果が軍事目的に使用されることが示唆されていたのである。

周知のように、57年の岸信介内閣において、政府見解として核武装合憲論が打ち出される。自衛のための必要最小限度の実力の範囲内ならば核兵器保持も憲法上は許されるとした岸信介の論理が依拠していたのは、原子力の「平和利用」「軍事利用」の区別の恣意性であった。

岸信介は核兵器合憲論の意図について次のように述べていた。

先ほど来お答え申し上げますように、この日本の憲法の精神は自衛ということに限られているのでありますから、従つてこの自衛のワク内において、いろいろな科学的の進歩と申しましても、われわれの持つところの兵器は制約されることは私どもは当然であると思ひます。そこで今御質問になっております、核兵器とこう称せられているところの

ものは、今発達の途上にありますので、いろいろな場合を予想しなければならぬのでありまして、ただ核兵器という名前がつくから、原子力をどういう形において用いているものでもこれは一切いかぬ、というように窮屈に考えるということは、われわれがむしろ自衛力の増強について量より質ということを考え、われわれはやはりこの近代的科学技術の発達に即応した有効な兵器をもって、自衛を全うしなければならぬという見地から申しますと、今日われわれの普通に核兵器と考えられている原水爆やこれを中心としたようなもの、これはもっぱら攻撃用の性格を持っているものであると思いますが、そういうものを用いてはならないことはこれは当然でありますけれども、ただ言葉だけの観念でもって、核兵器と名前がつけばいかなるものもこれは憲法違反と、こういう法律的解釈につきましては、今私がお答え申し上げましたように、その自衛力の本来の本質に反せない性格を持っているものならば、原子力を用いまして私は差しつかえないのじゃないか、かように考えております<sup>35)</sup>。

すなわち、岸の核兵器合憲論の狙いは、原子力の「平和利用」「軍事利用」の線引きが相対的であることを突破口にし、核兵器の軽量化・小型化によって自衛力への転用の途を開くことにあった。そして、原子力の「平和利用」「軍事利用」の区分は、科学技術の発展によって解消されるものとみられていた。すなわち、原子力の「平和利用」(原子力開発)を推進することそれ自体が日本の核装備を実現することでもあったのである<sup>36)</sup>。

岸信介内閣で憲法調査会は改憲論議を本格化させ、64年の第3次池田勇人内閣において憲法調査会報告書を提出する。憲法調査会報告書でも核兵器合憲論が出されていたが<sup>37)</sup>、実際問題として核武装するかについては論議されなかった。このことは、憲法調査会が核装備を否定し、第9条尊重を説いたことを意味しない。というのも、戦争放棄に関する規定の運用については、

集団安全保障の観点から第9条を解釈すべきという意見が出され、また、第9条をプログラム規定として捉え、その法規範性を否定した憲法調査会会長高柳賢三の政治的マニフェスト説が全面に出されたからである<sup>38)</sup>。つまり、明文改憲を回避した解釈改憲による第9条の空洞化が志向されたのである<sup>39)</sup>。ではなぜ、核装備の可能性があったにもかかわらず、明文改憲を封印した解釈改憲の方法を採用することになったのか。このことを憲法調査会におけるポツダム宣言受諾＝8月革命説をめぐる議論の検討を通じて明らかにする。

### Ⅲ ポツダム宣言受諾と国際法の革命

#### 1 憲法調査会のポツダム宣言受諾批判

憲法調査会での日本国憲法の正当性をめぐる議論では、占領終了による日本国憲法の有効性の問題、さらに、マッカーサーの憲法改正などの措置がポツダム宣言や従前の国際条約、国際法に違反していないかが問われた。

アメリカの占領が終了してもなお日本国憲法が有効か否かが憲法調査会特別部会で議論された。日本国憲法の無効性を説く議論として、現行憲法無効論がある。憲法調査会でこの現行憲法無効論が検討された。現行憲法無効論は、主に改憲派のなかでも少数の法学者が唱えた論であり、戦後憲法学において必ずしも有力な学説とはいえない。現行憲法無効論者には菅原裕、神川彦松、井上孚磨などがいた。なかでも戦前国際学の泰斗である立作太郎に師事した国際政治学者の神川彦松は、国際政治学会を創設した国際政治学の草分け的存在であり、戦後は憲法研究会同人、そして、自主憲法期成同盟の理事長、内閣に設置された憲法調査会委員を務めた急進的な改憲論者で著名である<sup>40)</sup>。

神川はヨーロッパ近代法を準拠にして、「近代国際法の確立した原則によると、戦時占領中に占領軍官府が作った法規や、行った措置は原則として

占領終了と同時に当然、失効することになっている。これは国際法上いわゆる『戦後原状回復』の法理と呼ばれるものである<sup>41)</sup>と、従前の国際法や国際条約から日本国憲法の法的効力を否定し、帝国憲法の復元を説いていた。憲法調査会の結論としては、占領が終わっても日本国憲法は有効であるという意見が大勢を占め、現行憲法無効論は統一見解とはならなかった。神川でさえ占領終了によって日本国憲法は国際法的には無効になるが、国内法的には立法措置によって改廃されるまでは有効であることを認めていた<sup>42)</sup>。しかし、現行憲法無効論の検討を通じて問題とされたのは、日本国憲法の法的有効性ではなく、日本国憲法の正当性の根拠であったのである。その点を詳しくみていきたい。

まずはじめに、占領下で憲法改正が行われたことの妥当性について議論された。占領下での憲法改正は「なしえない」とする論者は、「なしえない」論拠として、「占領統治の性格と自由民主主義の原則」(神川彦松委員)からみてそぐわないこと、「国家の最高組織法たる憲法の改定については、国家主権の完全と国民意思の自由が絶対の要件」(富田健治)であること、「占領中、国が自由意思を喪失している場合に憲法改正をしてはならぬ」(井上孚磨)ということがあげられていた<sup>43)</sup>。しかし、占領下で制定された憲法は無効であるという国際法上の原則があるかについては、三者ともに「なしえない」のは当然と述べるだけで、国際法上の根拠を提示できなかった。このことを受けて、蠟山政道は占領下で憲法改正ができないのは、占領統治と自由民主主義の原則からして当然であるというが、この「できない」というのはいかなる意味かと問い、憲法制定はハーグ陸戦法規に違反して「できない」としても、「二〇世紀初期のハーグ陸戦法規以後、約半世紀の間における国際法の大きな変化をいかに考えるのか。ポツダム宣言はハーグ陸戦法規に代わる新しい国際法を形成しているとするべきではないか<sup>44)</sup>」と述べていた。つまり、占領時の帝国憲法改正が国際法に違反しているかは、第二次世界大戦後の国際法秩序をいかに解釈するかで評価が分かれたのである。

ハーグ陸戦法規、大西洋憲章、ポツダム宣言をめぐっても議論が行われた。憲法改正などのマッカーサーの措置がハーグ陸戦法規に「違反する」とした論者は（神川彦松、富田健治、菅原裕、井上孚磨）、ハーグ陸戦法規の定めるところは、「占領軍の権力の目的は占領軍の安全もしくは兵力の維持ならびに占領軍の軍事行動の成功を確保するということであり、この目的の範囲を逸脱して行動することは許されない<sup>45)</sup>」、しかるに国際法上許されない占領行為を行った連合国の逸脱は、占領終了とともに是正されなければならないという見解を述べていた<sup>46)</sup>。大西洋憲章については、「大西洋憲章はその第三項において、すべての人民がその指導下において生活しようとする政体を自由に選択する権利を尊重する、という人民自決主義を宣言している。これは、近代民主主義と近代民族主義の基本原則であつて当然のことであるが、日本に対して連合国が一定の憲法を強制したということは、明らかにこの大西洋憲章に違反するものである<sup>47)</sup>」という意見が出されていた。ポツダム宣言に関しては、そもそもポツダム宣言は憲法改正を要求していないとして、GHQが憲法改正を強制したこと自体、ポツダム宣言違反であるという見解が述べられた<sup>48)</sup>。以上のように憲法改正が国際法に「違反する」とみる立場からは、従前の国際法の原則に照らして、憲法改正も含めた連合国アメリカの占領統治は違法であるという批判が展開されたのである。

これに対してマッカーサーの一連の措置は国際法に「違反しない」とみる側（蠟山政道、佐藤功、芦部信喜、水野東太郎）は、第二次世界大戦は国際法秩序を大きく転換させるものであり、大戦以前の国際法の常識は新時代には通用しないという前提を共有していた。ハーグ陸戦法規が限定する占領目的はポツダム宣言という新たな国際法規によって取って代わられたとし<sup>49)</sup>、大西洋憲章の民族自決主義、政体の自己決定の原則は、同時に軍国主義の排除、ナチズムの排除を掲げており、その自由には限界があるとされた<sup>50)</sup>。ポツダム宣言に関しては、「ポツダム宣言に基づく占領の管理方式は新しい大きな国際情勢の改変をもたらした。その受諾が無条件降伏であるか条件降伏

であるかは別として、いずれにせよその受諾によって占領軍は有権的にその条項の実施を行なうことができ、日本の民主的平和的改造について強制する権利をもつに至つたという事実は、好むと好まざるとにかかわらず事実として認めざるを得ない<sup>51)</sup>」という見解が出されていた。すなわち、ポツダム宣言それ自体が孕む革命性とは、まさにハーグ陸戦法規が想定した以上の新事態をもたらし、事実の力で国家体制の改変を可能にした点であると理解されていたのである。以上のように、憲法改正は国際法に「違反しない」とみる側は、ポツダム宣言受諾＝8月革命が国際法上の革命であることを論拠にして、日本国憲法制定の法的正当性に瑕疵があったとしてもなお実質的な正当性があると主張したのである。

このように神川などの改憲積極派の日本国憲法批判は、国際法を国際関係を拘束する根本規範とみる国際主義からの批判であった。国際法を主権国家の力関係とは別次元にある規範としてみるからこそ、大西洋憲章、ポツダム宣言に謳われた内政自己決定の原則、憲法の自律性などというものが保障されていない状態での憲法改正の違法性、不当性を浮き彫りにできたのである。いわゆる「押しつけ憲法」論はこうした国際法優位一元論から導き出されていた。

このような立場から神川は、日本国憲法の存立根拠たるポツダム宣言を次のように批判していた。

いったいポツダム宣言なんていうものは、私はほんとうの国際条約とは考えないんです。国際条約ならば、とにかくお互い折衝して、そうして互譲妥協の上に宣言を協定して、そのうえで調印し批准するというのが条約だと思っんです。いくら戦争に負けたからといつて、とにかく一片の宣言を一方的に強制して、それが条約だ、契約だなんということは、私は無理な話だと思っんですね。でありますから、私は、ポツダム宣言なんというのは一方的な強制でありまして、こつちは、ただ屈服しただけのことであ

りまして、かつしてそれがほんとうの合意であるとは思わないです。また、それがかりに協定なりとしましたら、その文言というものは、最も厳格に解釈すべきもので、かつして拡張解釈しないというのが条約解釈の第一原則であります。とにかく条約というものは、これはなるべく厳格に解釈すべきものである。拡張解釈すべからざるものである。しかし、拡張解釈されずして、どうして、ポツダム宣言からいまのような憲法を作るといような権力が出てきましようか。これは全く、近代国際法の原則、解釈の原則を無視しておるわけでありませ<sup>52)</sup>。

近代国際法の原則からしてみれば、ポツダム宣言は国際条約に値しない一方的な強制にほかならなかつた。こうした神川の国際法の規範論的思考は、ポツダム宣言批判にとどまることなく、アメリカ帝国主義そのものに対する批判として展開されることになる。そのアメリカ帝国主義批判は、第二次世界大戦におけるアメリカの「無条件降伏主義」にむけられていた。第32代大統領フランクリン・ルーズベルトが1943年1月のカサブランカ会談で公言し、チャーチルも賛同したのが「無条件降伏主義」である。

神川は、「無条件降伏主義」はわかりやすくいえばトコトンまで戦争を継続し、敵国に軍事上ならびに政治上の無条件の降伏・隷従を強制し、敵国を戦勝国の思うままに処理しようという主義であるが、それは勢の赴くところ、徹底的に従前の国際法を揚棄し、従前の国際慣例を無視することとなつたのだ<sup>53)</sup>と述べる。すなわち神川は、「無条件降伏主義」は近代国際史上比類のない主義であり、このような主義を採用することは戦争の性格を全体戦争に止揚させ、その結果、交戦国の一方の全体的な勝利と他方の全体的な敗北によってしか戦争終結はありえなくなると考えたのである<sup>54)</sup>。このことから、従来国際法を超越し、国際慣例を無視する点で「無条件降伏主義」は一種の革命主義であると断じた。要するに、神川は、第二次世界大戦を米英の「無条件降伏主義」の貫徹とみなし、その延長線上に、実定憲法秩序全

般の改廢を目的とした対日本占領政策を位置づけたのである。

対日戦争は上に述べたように、事実上一九四五年九月に結了しているにかかわらず、休戦協定の成立後、講和会議を開くことなく、「軍事占領」の名の下に、六箇年余の久しきにわたり、連合軍が、ただにわが国を占領したのみならず、一切のわが国の主権と独立とを排除して、自ら全面的に統治権を行使したことは、まことに近代史上空前の事例といわねばならない。事実上において、一時日本国はその存在を失い、その廢墟の上に占領軍最高司令官を頭首とする一帝国が樹立されたのである。占領軍の統治の下にわが国の政府および行政機関は、形体上その存続を認められたけれども、占領軍最高司令官の権力に従属し、その指揮命令は隷従する単なる補助機構たる地位におかれたのである。これが自主独立の国家機関でなくなったことは言をまたないのである。この占領軍国家は六年有半におよぶ統治の間においてわが国の政治、法律、教育、経済、社会各般にわたり一大革命を断行したのである<sup>55)</sup>。

このように神川は、占領統治を主権喪失の状態と捉え、戦後改革をマッカーサーの統治権に基づいた革命であると主張したのである。日本国憲法の全面改正は、アメリカの革命主義と対決し、革命の所産を清算する行為であった。しかし、それはアメリカの占領統治を清算するだけでなく、サンフランシスコ体制を改変せずには実現できない事柄でもあったのである。

## 2 国際法の革命と憲法全面改正の凍結

かつて帝国憲法の改正作業において、国民主権主義に抗う勢力に対して、宮沢俊義が「ここで国民主権主義拒否なりと主張することは、昨年八月革命そのものを否定する新たな革命を主張するにほかならぬといふことを忘れてはいけない<sup>56)</sup>」と批判したように、日本国憲法を否定することは新たな憲

法革命を到来させることであった。神川が図らずも認めていたように、ポツダム宣言受諾＝8月革命は、サンフランシスコ体制構築の端緒となったという意味で国際法上の革命である。このような国際法上の革命を否定することは困難なことであった。だから、憲法調査会の特別部会で蠟山は、「日本国の過去の憲法の推移、日本国民が戦時中体験したこと、いろいろなことが背景にあるのであつて、米国の政策のみが日本国憲法を制定したものだと私は断定しえない<sup>57)</sup>」として、国際法の原則から日本国憲法の無効性を説いた神川などの議論に反対意見を述べたのである。蠟山がアメリカの政策以外にも勸案すべきとした問題のなかには、ポツダム宣言受諾の問題があった。先述したように、蠟山はポツダム宣言が国際法上の革命であることを論拠にして、日本国憲法の正当性を主張していた。

このように、護憲派だけでなく、解釈改憲を志向する改憲消極派が8月革命説を擁護し、日本国憲法の正当性を主張したのは、大戦以後の新たな国際秩序＝集団自衛関係によって緊密化した国際社会のなかで戦後日本を捉えていたからであろう。そして、日本国憲法擁護の論理として活用されたのは、改憲論のバックボーンとなっていた国際主義であった。国際主義から日本国憲法の正当性を主張したのが、宮沢俊義の弟子で、本格的な憲法制定権力論を展開したことで知られている、護憲派の憲法学者芦部信喜であった。

芦部が神川と同様に国際主義の立場から、ポツダム宣言の正当性を証し、護憲を主張できたのは、国際法を主権国家間の合意（による自己制限）とみなしていたからである。つまり、国際法を主権の自己拘束とみる立場（主権の自己制限論）からは、占領下で押しつけられた帝国憲法改正ですら違法なものではなかった。

芦部は、憲法調査会で押しつけ憲法論を次のように反駁した。

憲法の自律性とは、事実上、外国の支配、外国の圧力から完全に自由な状態において憲法が制定、改正されることを意味するものではない。なぜな

ら、近代憲法に内在する理念を支配する歴史の流れがあり、そのために多くの憲法には共通な性質があり、またいわゆる憲法の国際化の現象が見られることともなるのであつて、したがつて、一国の憲法の制定は外国憲法から事実上重大な影響を受けることになる。さらに一層直接的な影響としては国際条約、あるいは事実上の外国の圧力からの影響がありうるのである。民族自決主義、内政自己決定の原則といわれるものも、以上のようなところと関連して考えるべきであり、憲法の制定、改正に外国が介入することは、およそ近代国際法における内政不干渉の原則に反するものであると直ちに論断することはできない<sup>58)</sup>。

憲法の自律性とは、自己を拘束するものが完全でないという意味での自由な状態を意味するのではなく、外圧や占領をも包含した他律的な制約のなかでの自己制限を意味していた。要するに、芦部は日本国憲法の正当性根拠を、主権の自己制限論に基づいて論証していたのである。このような立場からは、軍事的占領という強制を背景にした憲法改正でも国家意思が承認していれば、憲法の自律性は損なわれるものではなかった。第二次世界大戦という国際法秩序の革命の産物である国連を中心とした国際社会を認めるがゆえに、護憲派や改憲消極派にとって憲法制定過程の瑕疵は些末な問題でしかなかった。

総力戦のなかで生まれた国際社会は、国家主権を相対化した集団安全保障の国際体制であった。しかし、従来の国際法理論からは、革命が創設した国際法秩序は到底認められるものではなかった。次のような8月革命説批判が展開されるのは必至であった。

革命説は現行憲法の有効を主張する学説として学界の通説たる観をも呈しているが、この説も現行憲法は明治憲法第七三条の改正としては有効に成立することは認められないとするのであるから、それは率直に言えば無効

論なのである。しかるになんとか現行憲法が有効なることを弁護しようとして考え出されたのがこの革命説なのである。しかし、ポツダム宣言には、憲法改正を必至とする条項は全く含まれていないのであるから、革命説の仮説たる八月革命ということは全然根拠がないといわなければならない。また革命説は第七三条の存在、天皇の発議、帝国議会の議決、天皇による公布等の事実を全く無視し、存在しなかつた革命をあたかも存在したかのごとく主張するのみである。ことに、革命ということが憲法の効力の淵源となると解するのであるならば、それは暴力に憲法を改廃する効力を認めることであり、日本国憲法の暴力的破壊をも理由づけるという役割をも果たすこととなる。すなわち、革命説は日本国憲法の弁護を志して出現しながら、実際にはその死刑執行人にもなり落ちるものである<sup>59)</sup>。

このように、改憲積極派からは日本国憲法擁護のために持ち出した詭弁こそが8月革命説であり、革命を憲法の存立根拠にすることは、いわば法外なるものによる憲法破壊を認めることに等しいと論じられた。

改憲積極派と改憲消極派（あるいは護憲派）とのあいだの憲法の正当性問題をめぐる対立点は、問題の座標軸そのものの相違に起因していた。改憲積極派は法的な手続きを経ていないことを論拠にして、日本国憲法の正当性を否定したが、それに対して改憲消極派（護憲派）は、近代の歴史という大きな文脈から日本国憲法を位置づけ、基本的人権、国民主権主義や立憲主義といった法原理の貫徹という観点から、日本国憲法の正当性問題を論じていたのである。芦部や蠟山にとって、ハーグ陸戦法規や大西洋憲章といった国際法規を超えた権力の行使が現に行われたという事実こそが重要であった。そして、その権力は単なる物理的暴力ではなく、近代法を貫く普遍的原理の働きとしてみなされていたのである。こうした革命の余燼のなかでは法の形式論理はもはや通用しなかつた。だからこそ、芦部は法論理の形式性を重視する議論を次のように一蹴したのである。

憲法の改正には限界があり、主権の所在を変更することは法的、理論的には許されないとする立場に立つ場合があつても、それにもかかわらず、事実、なんらかの力によつてそのような変革が行われることがありうる。その変革は超法的な変革であり、それを革命とよぶのである。すなわち、それは法的な意味における革命であつて、社会的意味における革命とは区別される。ポツダム宣言受諾の際に革命が生じたとする見解は、この意味における革命が生じたとするのである。右の意味における革命によつて成立する憲法は、旧憲法との間に連続性を有しないのであるが、その新憲法の有効性は、いわゆる「事実の規範力」の理論によつて説明することができる。すなわち、ヨーロッパ諸国において多くの実例があるように、革命すなわち非合法的な力によつて多くの憲法が生まれたのであるが、それらの憲法は、いずれも当初は非合法的な力によつて生れたものであつても、「事実の規範力」によつて有効性を獲得したものと解することができる。あるいは「事実上の政府」が「法律上の政府」に転化すると説く学説もあるが、これも力が法に、事実が規範に転化することを説くものである。もとより単なる事実が法に転化するというのではなく、事実から生れた体系に対して規範たる効力を認めるといふ国民の意思がそこに働いていると考えることができよう<sup>60)</sup>。

ここでは、「事実の規範力」によつて日本国憲法の有効性が論じられているだけでなく、その事実が規範に転ずるには国民の意思による承認が必要であることが指摘されている。日本国憲法が今日まで続いてきたという事実性そのものが国民の憲法意思の表明としてみなされていたのである。ポツダム宣言受諾＝8月革命という、国際法上の革命がもたらしたものは基本的人権、国民主権主義、平和主義といった憲法価値であった。それらの憲法価値は、近代の歴史のなかで人類が不断の努力で追い求めてきた価値であるがゆえに、芦部などの護憲派は日本国憲法には実質的な正当性があると主張した

のである。

日本国憲法の制定は、国際法上の革命であったがゆえに、憲法全面改正の試みは、現行憲法無効論、白紙委任論、首相公選論といった非常手段を生み出し続け、憲法革命へ至る過程を経なければならなかった<sup>61)</sup>。戦後日本において改憲運動が憲法革命から逃れられなかったのは、日本国憲法を改正することは即ち国際法を改変することでもあったからではないか。これは憲法改正が近代法理を否定する革命的な要素を必然的に帯びざるを得ないことを端的に語っていよう。芦部や宮沢といった護憲派が改憲や首相公選制に、言い換えれば、国民主権の実質化に反対したのは<sup>62)</sup>、国民多数の意思の発現＝国民主権の実質化が基本的人権の破壊という近代の否定に帰結しかねないからであった。そして、蠟山などの改憲消極派が解釈改憲論に転じたのも、日米安保条約と無関係に憲法改正を行うことは不可能であったからである<sup>63)</sup>。すなわち、日本国憲法の改正は、基本的人権や国際法の変革（否定）という憲法革命を必然的に招来することから凍結・封印されるほかなかったのである。

## おわりに

以上のように、改憲論と護憲論の論拠は国際主義（広義の国際法優位論）にあった。それは講和条約・安保条約を正当化する論理でもあった。国際主義は大きく分けて、国際法を規範とみなす横田や神川、国際法を主権国家間の合意とみなす美濃部や芦部の立場があった。それでも国際主義に共通しているのは、ポツダム宣言受諾＝8月革命を国際法の革命と捉える視座である。憲法調査会において改憲積極派がポツダム宣言受諾＝8月革命説批判を通じて否定しようとしたのは、まさに日本国憲法の力の源泉としての国際法の革命力であった。それは人類史上初めて核兵器が使用された第二次世界大戦の悲劇がもたらした革命の力である。しかし、国際連盟の無力を教訓にし

て発足した国際連合が国際社会により確固たる集団的自衛の時代（主権相対化の戦後）を到来させたように、大戦がもたらした革命は法の革命でもあった。日本国憲法は法上の革命の力に裏付けられていたからこそ、再軍備＝改憲を求めるアメリカの介入に抗うことができたといえよう。

周知のように、戦後日本は安保中心主義とともに国連中心主義を外交原則とした。その国連中心主義は世界連邦国家の志向性を内在させていた。このような戦後日本の外交原則は、国際社会の決定を自己の決定として意思することを意味していた。戦後日本は国際社会の決定に基づいて主権制限を受け入れたのである。ポツダム宣言が条約か否かに関しては議論はあるが、一方的な宣言を誠実に履行することが国際社会に復帰するただ一つの方法であったことは否定できない。戦後日本の歴史を対米従属の歴史とする議論もあるが、戦後日本は単にアメリカに従属したのではない。むしろ戦後日本は「世界」に従属したといったほうが正確である。その「世界」とは、ほかならぬ、アメリカさえも自国の防衛のために集団安全保障体制による主権の一部委譲を受け入れざるを得ない国際社会であった。

講和後の改憲論（運動）が日本国憲法の基本原理の変更という憲法革命を招来せざるを得なかったのは、改憲論もまた日本国憲法を生み出した法の力（革命）から逃れられなかったからである。この革命からの逃れがたさは、伝統的な国際法理論から、日本国憲法の違法性を批判した神川が現行憲法無効論という革命的な手段に立脚するほか憲法全面改正を主張できなかった事実が示している。すなわち、戦後改憲論もまた日本国憲法の申し子であったのだ。それゆえに憲法全面改正の試みは頓挫するほかなかった。それは改憲論といえども、アメリカを批判できても、大戦がもたらした革命の所産である新たな国際法秩序を総体として否定することは不可能であったからであろう。このことを踏まえた上で、集団自衛にむかう国際社会の動向への順応と、解釈改憲論との関連性についての考察が必要であるが、このことに関しては今後の検討課題としたい。

## 註

- 1) 渡辺治『日本国憲法「改正」史』(日本評論社、1987年)、同『政治改革と憲法改正—中曾根康弘から小沢一郎へ—』(青木書店、1994年)、同『憲法改正の争点—資料で読む改憲論の歴史—』(旬報社、2002年)。
- 2) 以上のような問題視座と軌を一にしているのが佐藤太久磨「『大東亜国際法(学)』の構想力」(『ヒストリア』第233号、2012年8月)である。佐藤は大東亜国際法の構想力の自己展開の必然的帰結として「戦後」を位置づけている。本稿は、大東亜国際法における主権制限論が安保容認論の思想的土壌となっていたという佐藤の見解に示唆を得ている。
- 3) この点に関しては、豊下楯彦『安保条約の成立—吉田外交と天皇外交—』(岩波新書、1996年)、吉次公介『池田政権期の日本外交と冷戦』(岩波書店、2009年)、同『日米同盟はいかに作られたか—「安保体制」の転換点1951—1964』(講談社選書メチエ、2011年)が詳しい。
- 4) 吉田外交を「吉田ドクトリン」として再評価したのが高坂正堯の「宰相吉田茂」(『中央公論』第79巻第2号、1964年2月)であった。高坂の吉田論は広く流布され、学界、政界における吉田路線を定式化することに多大な貢献をした。しかし、このような吉田論に対して批判的な意見もある。たとえば、豊下楯彦は、アメリカの再軍備要求に抵抗して孤軍奮闘した吉田の評価は事実無根であって、アメリカの要求は日本の全土基地化にあり、この要求が安保条約締結で達成されたからこそ、さらなる要求として再軍備が出てきたと指摘している(豊下楯彦「安保条約の論理」〈豊下楯彦編『安保条約の論理—その生成と展開—』柏書房、1999年)。
- 5) 自由党憲法調査会「日本国憲法改正案要綱案」(1954年11月、憲法調査会『日本国憲法改正諸案』1959年3月所収から引用)169頁。
- 6) 改進黨憲法調査会「現行憲法の問題点の概要」(同上)127—131頁。
- 7) 同上、132頁。
- 8) 同上、134頁。
- 9) 西村熊雄「安全保障条約論」(時事新書、1959年、『サンフランシスコ平和条約・日米安保条約』中央文庫、1999年所収から引用)119頁。
- 10) 国際法優位論と日本国憲法との関係、国際連盟中心主義の戦後日本への継承については、顛原善徳「日本国憲法と国民主権」(『日本史の方法』第4号、2006年6月)、同「戦前日本における国際連盟中心主義と日本国憲法」(『日本史の方法』第6号、2007年9月)が詳しい。
- 11) 「憲法第九捨四条(最高法規の規定)の修正と国際的影響について」(『入江俊郎関係文書』47—17、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- 12) 同上。萩原条約局長は国際連合加入の観点から条約上の義務を日本が履行する意思を

- 憲法で明らかにする必要性を説いていた。
- 13) 美濃部達吉『憲法撮要』(有斐閣、1923年) 451頁。
  - 14) 美濃部同上、23—24頁。
  - 15) 横田喜三郎『世界国家の問題』(同友社、1948年)。
  - 16) 穎原善徳前掲「戦前日本における国際連盟中心主義と日本国憲法」を参照。
  - 17) 横田喜三郎「国際法と国内法との論理的関係」(神川彦松編『山田教授還暦祝賀論文集』有斐閣、1930年) 23頁。
  - 18) このような国連による安全保障論は、日本だけではなく、アメリカも共有していた。マッカーサーはポツダム宣言の「無責任な軍国主義」が世界から駆逐されるまでという文言を共産主義勢力と再解釈することで、ソ連の脅威がなくなるまで米軍駐留の継続できるという案を持っていた。ダレスは国連が機能している場合、国連憲章第43条に基づいて安全保障理事会に施設すなわち基地を提供するが、日本は国連に加盟前であるからポツダム宣言署名国の代表としてアメリカと協定を結んで、アメリカに基地を提供する、国連の安全保障が実質的に機能した暁には、日本の基地はそれに吸収されるというアイデアを持っていた(坂元一哉『日米同盟の絆—安条条約と相互性の模索』(有斐閣、2000年) 19—22頁)。
  - 19) 外務省条約局法規課「平和条約の締結に関する調書Ⅱ・第1次日米交渉のための準備作業」(『堂場肇文書』平和・安全保障研究所蔵) 193—194頁。特別集会は1950年11月に開催された。参加者は吉田茂総理、古島一雄、馬場恒悟、津島寿一、佐藤喜一郎、板倉卓造、横田喜三郎、荒川昌二、西村熊雄、菱刈秘書官であった。
  - 20) たとえば、講和交渉の際に日本側がアメリカに提出した「わが方見解」では、「日本は、自力によつて国内治安を確保し、対外的には国際連合あるいは米国との協力(駐兵のごとき)によつて国の安全を確保したい」と、国連ないし米軍駐留による安全保障構想が開陳されていた(外務省条約局法規課「平和条約の締結に関する調書Ⅳ・1951年1～2月の第1次交渉」1967年10月、『堂場肇文書』平和・安全保障研究所蔵) 15頁。
  - 21) 横田喜三郎「日本の自主独立をどうして守るか」(『経済時代』第24巻1号、1959年1月) 31頁。
  - 22) ただし、横田は将来的に日本が国連に加入した場合には、国連憲章に基づく義務の履行、つまり、兵力、基地の提供、経済的援助を通じた国連への協力義務からは逃れられないとして、戦争に巻き込まれる可能性もある国連参加でも第九条には違反しないとしている。それは横田が、国連による武力を伴う強制措置を、国際社会における犯罪行為を防止するための警察行為として、国家による交戦権の行使と峻別して捉えていたからである(横田喜三郎『自衛権』有斐閣、一九五一年)。
  - 23) 原子力政策の憲法でもある原子力基本法には原発の安全性に関する法規がなかった。1974年の原子力船むつつの放射能漏れの事故を受けて、原発の安全性確保体制の確立が

- 急務となり、原子力基本法が一部改正され、安全規制を独立して担当する原子力安全委員会が設置された。このように、原子力の「平和利用」を制御する発想はなかったのである。この点については、樫本喜一「幻の原子力安全保障委員会構想—1958年の坂田昌一と日本学術会議—」(『科学』79巻10号〈岩波書店、2009年10月〉)、同「解説 坂田昌一の問いかけたこと」(樫本喜一編 坂田昌一『原子力をめぐる科学者の社会的責任』岩波書店、2011年)を参照。
- 24) 原子力研究所編「原子力諸法案の生れるまで 第2編(記録編)第4部一其の1—」(日本原子力産業会議所蔵)12頁・363頁。
  - 25) 原子力開発が超党派で進められた経緯について、中曽根は次のように回顧している。「中曽根 だいたい社会党や共産党から見ると、中曽根というのは、もうとんでもないやつだと、そう思っていたのでしょうね(笑い)。しかし、原子力問題については松前重義さんと志村茂治さんは信念を持っていましたよ。私は原子力は超党派でスタートしなければ成功しないと確信していました。それから、やはり大局的に見て、次の時代は原子力の時代だという予感をみんな抱いていました。だから、一九五五年一〇年の第一回の両院原子力合同委員会はかなり豪華メンバーでした。いわゆるイデオロギーには関係なく、原子力は必要なんだという一点で共通していた。そういう点では、政治家もあの頃は、国士的なところがありましたね」(中曽根康弘『天地有情』文藝春秋、1996年)175—176頁。
  - 26) 横田喜三郎前掲『世界国家の問題』7—8頁。
  - 27) 横田同上、8頁。
  - 28) 横田同上、12頁。
  - 29) 横田同上、26頁。
  - 30) 湯川秀樹『創造への飛躍』(講談社学術文庫、2010年)90—91頁。
  - 31) 湯川秀樹「二十世紀の不安」(「原子と人間」『新大阪新聞』、1948年4月、『湯川秀樹著作集5 平和への希求』岩波書店、1989年所収から引用)45頁。
  - 32) このような視座から原子力基本法を捉えた研究として、住友陽文「戦後民主主義の想定領域—原子力開発と55年体制—」(『史創』第1号、2011年8月)がある。
  - 33) 前掲原子力研究所編「原子力諸法案の生れるまで 第2編(記録編)第4部一其の1—」157—158頁。
  - 34) 同上、158頁。
  - 35) 1957年5月7日、参議院・内閣委員会 28号。
  - 36) 『岸信介回顧録』(広済堂出版、1983年、395—396頁)のなかで、岸信介は、原子力の兵器利用が憲法上は可能であるが、あくまでも政策として兵器利用が禁じられていとしながらも、原子力開発を進めることが核兵器の潜在能力を高めるとの認識を示している。
  - 37) 憲法調査会『憲法運用の実際についての調査報告書—天皇・戦争の放棄・最高法規—』

- (1964年) 251頁。
- 38) 同上、260頁。
  - 39) 63年に憲法調査会会長高柳賢三が「憲法の問題点についての意見」を憲法調査会に提出し、改憲不要を唱えたことに象徴されるように、政府は明文改憲を回避し、解釈改憲の方向へと方針転換した(高柳賢三「憲法に関する逐条意見書(上)(下)」『自由』第5巻第9号、1963年9月、第5巻第10号、1963年10月)。改憲消極派は安保条約、自衛隊合憲論といったいわゆる「憲法の変遷」現象の深化を追認する立場であった。
  - 40) 神川彦松の政治思想については、永井馨「神川彦松の権力政治思想形成に関する一考察」(『大東法政論集』第5号、1997年3月)、颯原善徳前掲「戦前日本における国際連盟中心主義と日本国憲法」を参照。
  - 41) 神川彦松「マッカーサー憲法の失効—新民主憲法制定の急務—」(『政治公論』第1号、1952年12月) 16頁。
  - 42) 憲法調査会『憲法無効論に関する報告書』(1964年) 12頁。
  - 43) 同上、20頁。
  - 44) 同上、22—23頁。
  - 45) 同上、27頁。
  - 46) 同上、28頁。
  - 47) 同上、28—29頁。
  - 48) 同上、30頁。
  - 49) 同上、31頁。
  - 50) 同上、32頁。
  - 51) 同上、33頁。
  - 52) 憲法調査会『憲法調査会特別部会第4回会議事録』(1962年) 37—38頁。
  - 53) 神川彦松「「マッカーサー帝国」解消論」(『改造』第33巻第7号、1952年3月、『日本外交の再出発—祖国の自由と独立のために—』有斐閣、1960年所収から引用) 313頁。
  - 54) 神川「世界的強国から無条件降伏まで—国際政治学的観点よりするわが国外交の批判—」(1951年7月、同上から引用) 280頁。
  - 55) 神川前掲「「マッカーサー帝国」解消論」327頁。
  - 56) 宮沢俊義「八月革命と国民主権主義」(『世界文化』第1巻第4号、1946年5月) 68頁。
  - 57) 憲法調査会『憲法調査会特別部会第5回会議事録』(1962年) 21頁。
  - 58) 憲法調査会前掲『憲法無効論に関する報告書』(1964年) 34—35頁
  - 59) 同上、4—645頁。
  - 60) 同上、52頁
  - 61) 憲法「全面改正」論の閉塞を打開する潮流として中曽根康弘の首相公選論がある。中曽根の首相公選論については、拙稿「原子力時代の日本国憲法の「革命」」(『史創』第2号、2012年3月)を参照。

- 62) 鶴飼信成は、自由党憲法調査会の憲法改正草案については、憲法改正権の限界を超え、憲法の基本原理を否定する、憲法変革論であるとして批判しながらも、首相公選論に関しては危険性よりもその意義を認めている（「『首相公選論』の擁護—その危険と意義について—」〈吉村正編『首相公選論』弘文堂、1962年11月〉）。
- 63) 憲法調査会『憲法調査会第1部会第8回会議議事録』（1962年）37頁。

### 【付記】

本論文は平成23年—26年度文部科学省研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である